

	大臣	東京	埼玉	千葉
雇用保険	労働保険概算・確定申告書の控えとそれに基づく領収済通知書			
	審査基準日を含む期のもの 一括の場合は第一期の領収書、分納の場 合は最低1期分※1	審査基準日を含む期のもの 一括の場合は第一期の領収書、 分納の場合は決算日の1期分※1	審査基準日を含む年度のもの	審査基準日が入っている年度に提出した 申告書、領収書は、申請時点で納期限が 過ぎている期別のものすべて
健康保険・厚 生年金保険	保険料の納入に係る領収証書			
	審査基準日を含む月のもの1ヶ月分	審査基準日を含む月のもの1ヶ月分	審査基準日を含む月とその前後1ヶ月の 計3ヶ月	審査基準日を含む月のもの1ヶ月分
常勤性確認	審査基準日の直前に発行された被保険者 標準報酬決定通知書、 または住民税特別徴収税額通知 ※2	・被保険者標準報酬決定通知書 ・前審査基準日の経営事項審査申請書副 本（原本）の技術職員名簿 ※3	被保険者標準報酬決定通知書、 または住民税特別徴収税額通知書 （いずれも2年分）	・「審査基準日以前6ヶ月を超える月」 から「申請日の直前の月」まで源泉徴収 簿（給与台帳、賃金台帳など） ・被保険者標準報酬決定通知書または保 険証、または住民税特別徴収税額通知書

※1 審査基準日が4/1～7/31までなら第1期、8/1～11/30までなら第2期、12/1～3/31までなら第3期

※2 新規掲載者については省略

※3 70歳以上の場合については省略。